

(様式1)

年 月 日

岡山県知事 殿

氏 名

新規就農研修事業（農業体験研修事業）申請書

就農促進トータルサポート事業実施要領第4の1の農業体験研修事業を受けたいので、健康診断書（別紙2-1）及び岡山県新規就農研修に係る注意事項確認書（別紙2-2）を添付して申請します。

記

1 履歴事項

ふりがな	性 別	写 真 タテヨコ 4㎝×3㎝
氏 名	男・女	
生年月日 昭和・平成 年 月 日（満 歳）		
ふりがな		電話
現住所（〒 - ）		市外局番（ ） —

ふりがな		電話				
帰省先 (〒 -)		市外局号 ()				
最終学歴		中 学 校 高 等 学 校 科 年 月 卒業 大 学 学 部 学 科 中 退				
区分	年 月 ~ 年 月	会社名・研修先・資格・免許等				
職 歴	~現在					
農 業 研 修 歴						
資 格 ・ 免 許						
家 族 構 成	氏 名	続柄	年齢	同居・別居の別	職 業	備 考

(別紙1)

健康診断書

住所	〒		
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)
身長	・ cm	X線 (胸部)	撮影月日 年 月 日 間接撮影No. 直接撮影No. 所見
体重	・ kg		
胸囲	・ cm		
視力	左 ・ (・) 右 ・ (・)	皮膚	
聴力	左 右	その他の 疾病異常	
言語		既往症	
運動機能			
胸部 (打聴診)		所見	

上記のとおり診断します。

年 月 日

病院名

医師

印

【特記事項】

- 健康診断に記載された情報は、岡山県が実施する新規就農研修（農業体験研修、農業実務研修）の選考等に使用するもので、それ以外の目的に使用するものではありません。
- 申請日から起算して最近1年以内に健康診断（人間ドック等を含む）を受診している場合は、その診断結果の写しを提出することで代用することができる。

岡山県新規就農研修（農業体験研修・農業実務研修） に係る注意事項確認書

新規就農研修を希望される方は、以下の注意事項を必ずお読みいただき、ご確認ください。ご同意の上、確認欄にチェックを記入の上、署名、捺印し、新規就農研修申請書とともに提出してください。

確認	1 研修の前提
<input type="checkbox"/>	<p>新規就農研修は、地域農業の担い手を育成するために新規就農希望者の独立・自営就農を支援する研修制度です。</p> <p>就農に向けた支援を受けるためには、地域農業の新たな担い手として地域に認められることが必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>新規就農研修は、研修受入地域の担い手となる方を支援する制度ですので、農業体験研修を実施した地域で農業実務研修を実施し、同じ地域で新規就農することが前提となります。</p> <p>就農地または作目を変更する場合には、もう一度新しい産地で農業体験研修から実施することが必要になります。</p>
確認	2 農業体験研修から農業実務研修への移行について
<input type="checkbox"/>	<p>農業体験研修は、皆さん自身がその地域で農業を職業としていけるかどうかを判断するための研修であると同時に、受入地域の方々も皆さんが地域農業の担い手になれるかどうかを見極める期間です。</p> <p>農業体験研修修了後、農業実務研修へはエスカレーター式に進むのではなく、皆さんと地域の合意ができた場合のみ、進むことができます。</p>
確認	3 農業実務研修に向けての手續
<input type="checkbox"/>	<p>農業実務研修を実施するには、研修前に研修計画の策定が必要となります。研修計画は、就農までのスケジュールに加え、就農5年目までの経営計画を作成する内容となっています。</p> <p>研修計画は立てればよいものではなく、農業実務研修の内容や農地の確保等について、受入地域と話し合い、実現性の高い計画を作成することが重要です。</p>
確認	4 農業実務研修中の研修費について
<input type="checkbox"/>	<p>農業実務研修の研修費については、50歳未満で独立・自営就農する者については国の新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）で給付し、それ以外の方は、県、市町村及び研修実施主体が負担して支給します。研修生が選択することはできません。</p>
確認	5 農業実務研修中の注意事項
<input type="checkbox"/>	<p>皆さんは、自らが経営主となり農業をすることを希望されて研修に応募された方々であり、新規就農研修制度も独立・自営就農者を育成するための研修制度となっています。</p> <p>このため、研修中も関係者は皆さんを経営主となる者として扱い、手取り足取り全てを教えようとはしません。与えられた研修をするだけでなく、自ら研修をしていく姿勢が大切です。</p>

確認	6 農業実務研修中の注意事項（つづき）
□	農業実務研修は、県、市町村、農協や地元農家が研修費の負担や研修に係る調整、事務手続き等を行っているからこそできるということを忘れないようにしてください。
□	研修中は、研修指導者の指示に従ってください。また、研修日誌は毎日記帳し、定期的に受入農家、研修主体、農業普及指導センターの確認を受けてください。
□	<p>研修中には就農後の準備をすることも大切です。農地や施設、機械の確保には産地が斡旋体制を作っている場合もありますが、産地ができるのは基本的には情報提供までと思ってください。研修終了後に持ち主と話をし、契約をするのは皆さんです。経営主となる自覚を持ち、積極的に活動してください。</p> <p>研修生だから周りが全て段取りをしてくれるという感覚ではうまくいくことはありません。</p>
確認	7 新規就農者育成総合対策事業についての注意事項
□	<p>新規就農者育成対策事業（就農準備資金）を研修費として受給する場合は、世帯全体の所得を証明する書類の提出が必要です。</p> <p>（世帯全体の所得が600万円を超える場合は、原則、新規就農者育成総合対策事業の対象にはなりません）</p>
□	<p>次の場合は、新規就農者育成対策事業（就農準備資金）の研修費を全額返還することとなります。</p> <p>①適切な研修を行っていない場合又は虚偽の申請を行った場合 ②研修終了後1年以内に独立・自営就農又は雇用就農できなかった場合 ③受給期間の1.5倍若しくは2年間のいずれか長い期間、独立・自営就農又は、雇用就農を継続しない場合 ④就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受けなかった場合</p>
□	就農後の新規就農者育成対策事業（経営開始資金）については、実質化された人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられない場合、青年等就農計画が認定されない場合等要件を満たさない場合は交付されません。
□	新規就農者育成対策事業（就農準備資金・経営開始資金）については国の制度であるため、条件等が変更となることがあります。
確認	8 就農後の経営状況調査について
□	研修の実績確認や今後の新規就農関連事業の円滑な推進を図るため、経営状況等について、就農後5年目まで、報告を求めることがあります。
上記の「岡山県新規就農研修（農業体験研修・農業実務研修）」に係る注意事項の内容について、確認し、同意します。	
年 月 日	
氏名 (印)	